

有機農業に取り組む 農業者を応援します！

島根県では、有機農業を新たに開始される方や規模拡大を行う方に、試験栽培に係る費用や認証取得に係る費用、作業受託の仕組みづくりなど産地化に向けた取組を支援します。〈注意〉補助事業等の支援内容は変更になることがあります。

令和7年度から新たに有機農業に取り組む方

	①有機農業チャレンジ支援	②有機農業レンタル機械導入支援
対象者	新たに有機農産物の栽培に取り組む農業者等 (※1、2)	有機農業の産地づくりに取り組む産地協議会 や農業協同組合
内容	栽培技術実証に必要な種苗費、資材費、 機械借上げ料等の経費を支援	新たに有機農業に取り組む農業者への貸出用 機械の導入を支援
補助率	1/2以内	1/3以内
補助金額上限 (事業あたり)	30万円	200万円

＜①取組例＞ 1年目

栽培に必要な種
苗費や土づくりに
必要な資材費
を支援



新たに有機栽培を開始

2年目

品種選定のため
の種苗費や病害
虫対策、土壌改
良に必要な資材
を支援



品種選定、栽培条件の改善

3年目

最大3年間支援

栽培や緩衝帯設
置に必要な機械
レンタル料や運
搬費を支援



技術確立、有機農業を継続

＜②取組例＞

産地
協議会



構成員へ貸出



農業者等で構成された産地協議会での
機械導入を支援

JA



組合員へ貸出



農業協同組合での機械導入を支援

- ※1 過去に有機JAS認証取得または国際水準の有機農業に取り組んでいないことが要件になります。
- ※2 農業者（販売農家）、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあること）が対象となります。

【事業申請の流れ】

○申請書の提出

農業者等



市町村



各農振C等



産地支援課

JA



産地支援課



事業の詳細はこちら！
＜QRコードを読み取り＞

有機JAS認証の取得・規模拡大に取り組む方

	①新規取得者支援	②既存取得者の規模拡大支援
対象者	新たに有機JAS認証を取得する者	有機JAS認証ほ場面積を拡大する者
内容	有機JAS認証の取得に係る経費を支援 初回を含め最大3回利用可能(※1)	有機JAS認証の取得に係る経費を支援 ほ場面積が純増する場合に限る(※2)
補助率	初回：定額 2回目以降：1/2以内	1/2以内
補助金額上限 (事業あたり)	初回：50万円 2回目以降：25万円	25万円

産地づくりに向けた栽培実証、機械の共同利用や分業化に取り組む方

	①有機農業産地形成活動支援	②有機農業産地形成機械等導入支援
対象者	2経営体以上の有機JAS認証取得者(取得予定者も含む)のグループ(※3)、農業協同組合	2経営体以上の有機JAS認証取得者(取得予定者も含む)のグループ、農業協同組合
内容	有機栽培実証、販路開拓や取引拡大のための調査、先進地視察に係る経費を支援(※4)	産地づくりに向けた共同化・分業化の仕組みを構築するために必要な機械施設整備等を支援
補助率	1/2以内	1/3以内 国事業を活用する場合は1/6以内
補助金額上限 (事業あたり)	50万円	200万円

<①取組例> 栽培実証



販路開拓・取引拡大



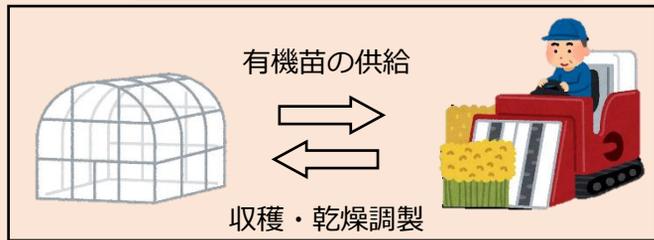
先進地視察



<②取組例> 機械の共同利用



作業受委託や分業化の仕組みづくり



- ※1 初回到国事業を利用した場合は最大2回までとなります。
- ※2 土地利用型作物は30a以上、園芸作物(露地野菜、果樹)は10a以上、園芸作物(施設野菜)は3a以上の面積拡大が要件となります。
- ※3 農業者(販売農家)、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体等の中から2経営体以上のグループで申請が必要となります。
- ※4 先進地視察は1事例につき1回までとなります。

問い合わせ先

島根県産地支援課 有機係 tel:0852-22-6477
 東部農林水産振興センター

農業振興部 tel:0852-32-5688
 安来農業部 tel:0854-22-2341
 雲南事務所 tel:0854-42-9574
 出雲事務所 tel:0853-30-5601

西部農林水産振興センター
 農業振興部

県央事務所邑智農業部 tel:0855-29-5618
 県央事務所大田農業部 tel:0855-72-9588
 益田事務所 tel:0854-84-9713
 隠岐支庁農林水産局農業振興部 tel:0856-31-9611
 tel:08512-2-9681